

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第10回会議配布資料	13
------------------------------------	----

検討のためのたたき台
(諮問事項「三」関係)

第3-1 第1及び第2の実施を妨げる行為等への対処

1 考えられる制度の枠組み

(1) 電子的に作成される文書の信頼を害する行為を処罰する罰則の整備

ア 公文書として用いられる電磁的記録の信頼を害する以下のような行為を処罰することができるよう罰則を整備する。

(ア) 電子的方法により作成される令状（以下「電子令状」という。）と同じ内容の表示がされる虚偽の電磁的記録を無権限で作成し、自分のタブレット端末の映像面等に表示して、電子令状として人に示す行為

(イ) 公務員に対し虚偽の申立てをして免状や旅券の電子的記録部分に不実の記録をさせる行為

イ 私文書として用いられる電磁的記録の信頼を害する以下のような行為を処罰することができるよう罰則を整備する。

(ア) 公務所に提出すべき診断書等を電子的に作成する際に虚偽の記録をする行為

(2) 電子的に作成された書類やオンラインを用いた手続の遂行を妨害する行為を処罰する罰則の整備

電子的に作成された書類やオンラインを用いた手続の遂行を妨害する以下のような行為を処罰することができるよう罰則を整備する。

ア 電子令状の執行の際に、タブレット端末の機能を妨害する装置を用いることにより電子令状を表示できなくする行為

イ ビデオリンク方式による取調べの際に用いられる機器の機能を電磁的方法により妨害する行為

ウ オンラインにより送達される電子的に作成された文書の内容を第三者に知られないようにする措置を無効化する行為

2 検討課題

(1) 電子的に作成される文書の信頼を害する行為を処罰する罰則の整備（考えられる制度の枠組み(1)関係）

① 罰則を設ける必要性・相当性はあるか。

② どのような電磁的記録について、どのような行為を処罰の対象とするか。

③ 考えられる制度の枠組み(1)アの罰則は、次のようなものとするか。

- ア 電子計算機で処理されてその内容が表示されることにより人に対して文書又は図画として用いられる電磁的記録（以下「電磁的記録文書等」という。）であって公務所又は公務員が作成すべきものを偽変造する行為を、刑法第155条第1項から第3項まで（公文書偽造等）と同様に処罰するものとする。
- イ 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し又は変造する行為を、刑法第156条（虚偽公文書作成等）と同様に処罰するものとする。
- ウ 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせる行為を、刑法第157条第2項（免状等不実記載）と同様に処罰するものとする。
- エ ア若しくはイの電磁的記録文書等を行使し、又はウの電磁的記録を免状等の全部又は一部としての用に供する行為を、刑法第158条第1項（偽造公文書行使等）と同様に処罰するものとする。

④ 考えられる制度の枠組み(1)イの罰則は、次のようなものとするか。

- ア 権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を偽変造する行為を、刑法第159条第1項から第3項まで（私文書偽造等）と同様に処罰するものとする。
- イ 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書として用いられる電磁的記録に虚偽の記録をする行為を、刑法第160条（虚偽診断書等作成）と同様に処罰するものとする。
- ウ アの電磁的記録文書等を行使し又はイの電磁的記録を公務所に提出すべき診断書等としての用に供する行為を、刑法第161条第1項（偽造私文書等行使）と同様に処罰するものとする。

⑤ ③及び④の罰則は、刑法第155条から第161条までの罪、同法第161条の2の罪（電磁的記録不正作出及び供用）とどのような関係にあるか。

⑥ 法定刑は、どのようなものとするか。

(2) 電子的に作成された書類やオンラインを用いた手続の遂行を妨害する行為を処罰する罰則の整備（考えられる制度の枠組み(2)関係）

① 罰則を設ける必要性・相当性はあるか。

② どのようにして行われる手続について、どのようにして妨害する行為を処罰の対象とするか。

③ 考えられる制度の枠組み(2)の罰則は、次のようなものとするか。

公務員が電子計算機を使用して職務を執行するに当たり、電子計算機や電磁的記録を損壊し、又は虚偽の情報・不正な指令を与えるなどしてその正常な動作を妨げる行為を、刑法第95条第1項（公務執行妨害）と同様に処罰するものとする。

④ ③の罰則は、刑法第95条第1項の罪、同法第233条・第234条の罪（業務妨害）、同法第234条の2の罪（電子計算機損壊等業務妨害）とどのような関係にあるか。

⑤ 考えられる制度の枠組み(2)について、③のほか、次のような罰則を設けるか。

オンラインにより送達される電子的に作成された文書についてその内容を第三者に知られないようにするために講じられた措置を無効化する行為を、刑法第133条（信書開封）と同様に処罰するものとする。

⑥ 法定刑は、どのようなものとするか。

第3-2 新たな形態の財産の生成・取得・保管・移転により行われる犯罪事象に対処できるようにすること

1 考えられる制度の枠組み

(1) 新たな形態の財産として取得・保管・移転される犯罪収益等の没収保全

犯罪収益等が新たな形態の財産である場合の没収を保全するための措置を講ずることができるものとする。

(2) 財産上不法な利益を得る犯罪の通信傍受

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第2に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第236条第2項、同法第246条第2項及び第249条第2項の罪を加えるものとする。

2 検討課題

(1) 新たな形態の財産として取得等される犯罪収益等の没収保全

① 現行の組織的犯罪処罰法の規定によっては没収保全が困難な新たな形態の財産として、どのようなものが考えられるか。

② ①の財産の没収保全の方法として、どのような措置が考えられるか。そのような措置を講ずるものとして、次のような枠組みの制度を設けるか。

ア 組織的犯罪処罰法第31条第2項に規定する「その他の財産権」であって電子情報処理組織を用いて移転するものの没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行うものとする。

イ アの財産権の没収保全命令の執行は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により行うものとし、ただし、(イ)の方法は、(ア)の方法によることが困難である場合に限るものとする。

(ア) 当該財産権を検察官に移転すること。

(イ) 当該財産権を移転することができる権利者に命じてこれを検察官に移転させること。

ウ イ(イ)の命令に違反して移転しなかった者についての罰則を設ける。

- ③ 考えられる制度の枠組み(1)について、他にどのような規律を設けるべきか。

(2) 通信傍受の対象犯罪の追加

- ① 通信傍受の対象犯罪に刑法第236条第2項、第246条第2項及び第249条第2項の罪を加える必要性・相当性はあるか。